

「判断力の不足」に関する規定

2020年2月10日

弁護士 平尾嘉晃

第1 前回の提案(提案の一例)

1 対象となる者

判断力の不足する者

「意思や動機を把握することが困難である」とまではいえない者

例えば、日常生活において、一人暮らしは十分に可能であるが消費者被害のターゲットとなっている独居高齢者など。

例 「ゆるキャラ」「甘い客」等の隠語で呼ばれる者(生命保険の不適切勧誘事例の報道部分)。

2 前回の提案内容

①判断力が不足している消費者

②当該消費者の契約目的・動機に合致しない契約

③上記①②を事業者が知り(知ることができた場合も含む)、勧誘

3 ②については、民法の「動機の錯誤」(95条2項「法律行為の基礎とした事情についての錯誤」と類似したものと考える。

4 以下の点で、民法の要件を緩和ないし解釈を明確化する。

(1) 95条の2項の「その事情が法律の行為の基礎とされていることが表示されたいたときに限り」との文言があり、その解釈については見解が別れている。

ア 2項にいう「表示」とは、「意思表示」を意味し、表示されていたとは「意思表示の内容になっていた」ということを意味する。契約の場合には、法律行為の基礎とされた事情についての表意者の認識を、相手方が了解して契約の締結に同意したことを意味し、「法律行為の基礎とした事情についてのその認識」が合意の内容となることを必要とする。

イ 2項にいう「表示」とは、表意者の意思表示を意味するものではなくて、当該事情が法律行為の基礎とされていることの表示という事実行為を意味するだけである。

⇒ 解釈の明確化

- ・ 意思表示の内容となっていたこと、合意の内容となっていたことまでは、不要とし、アの見解に立たないことを明らかにする。
- ・ さらに、消費者契約法においては、事実行為としての「表示」も不要とし、事業者の認識ないし認識可能性で足りる。¹

(2) 事業者の認識要件に、過失も含める(要件を若干緩和)。

95条3項は「錯誤が表意者の重大な過失によるものがあった場合」においては、相手方の故意・重過失があった場合を錯誤取消の要件とするが、故意・重過失だけでなく、通常過失の場合にも、錯誤取消を可能とする。

※ なお、「判断力の不足」に関する規定としてではなく、端的に、消費者契約においては、動機の錯誤の規定を上記(1)(2)のように修正することも考えられる。

第2 もう一つの提案(消費者庁事務局提案と方向性は同じ)

1 対象となる者

判断力の著しく不足する者

例えば、意思無能力、後見、保佐、補助相当とまではいえないが、「意思や動機を把握することが困難である」といえる者

例 「半ばけ」等の隠語で呼ばれる者(生命保険の不適切勧誘事例の報道部分)

2 事業者の行為態様

判断力の著しく不足する者であることの認識ないし認識可能性

3 契約内容

(1) 客観的にみて不当な内容の契約であること

なお、過量な内容の取消権が既に存在する。

契約内容が当該消費者にとって、量的に過量、質的に過量な内容の契約は現行法の過量契約取消権で救済される旨を、逐条解説等において明らかにするべき。

¹ 「相手方が当該事情が真実でなかった場合法律行為による拘束を意欲しないことについての認識ないし認識可能性で足りるとする見解も有力」とのことである（詳解改正民法 27 頁・商事法務）。

消費者契約法においてこの解釈を採用することを明らかにしてはどうか。

その上で、過量契約取消権では対応できない類型で、客観的にみて不当な内容の契約を取消対象とする。

(2) 例示としては、

- ・「社会的経済的事情に照らして著しく適当であるため、消費者の利益を阻害するものであるとき」(電気通信事業法19条を参照、あるいは放送法やガス事業法にも類似する表現がある。)
- ・「対価的にみて不均衡な内容の契約」などが考えられる。

(3) 判断考慮要素あるいは判断基準については、過量契約取消権を参考にしながら、検討する。

以上